## 法曹の質の検証について

法務省

- 1. 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(令和3年法律第20号)に対する衆・参 両院の法務委員会における附帯決議
  - 「四 現在の法曹養成制度の下で<u>法曹志望者の減少</u>について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、<u>そのことが法曹の質</u>や判事補任官者数<u>に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示す</u>とともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。」
- 2. 附帯決議への対応
  - (1) 「法曹の質」とは何か
    - 司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)
      - 「I 第2 2. 法曹の役割

国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。」

「Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

まず、質的側面については、21 世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、 豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉 の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、 先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められるものと 思われる。」

- 司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)
  - 「Ⅲ 司法制度を支える体制の充実強化
    - 第2 法曹養成制度の改革

司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と 専門的な法律知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等に加えて、社会や人間 関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と 語学力、職業倫理等が広く求められることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を 行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携さ せた新たな法曹養成制度を整備することとし、そのための措置を講ずる。」

## (2)「法曹の質」検証の方向性

- ・ 多様な分野における法曹の活動状況と、それに対する評価を検証する。
- ・ 既存の調査結果を収集・分析するとともに、以下の領域における弁護士の活動や評価等について、新たに調査を行う。

#### ① 企業

企業に対するアンケート及びヒアリングを実施する予定。調査内容は別添1 のとおり。

## ② 児童相談所

厚生労働省の協力を得て、全国の児童相談所を対象にアンケートを実施する予定。調査内容は別添2のとおり。

## ③ 法テラスと連携している福祉機関等

法テラスと連携している福祉事務所等の機関を対象に, ヒアリングを実施する予定。

#### 企業内弁護士に関する調査(案)

法務省

(法.	Ι,	害	鉛	)
\ <b>/</b>	/\	I FI	TIX	,

- •法人名:
- 本店住所:
- ・担当者連絡先(所属・氏名・電話番号・メールアドレス):
- 問1 貴社の従業員数はどれぐらいですか。当てはまるものを選んでお答えください。
  - 1. 50 人未満
  - 2. 50 人以上 100 人未満
  - 3. 100 人以上 500 人未満
  - 4. 500 人以上 1000 人未満
  - 5. 1000 人以上 3000 人未満
  - 6. 3000 人以上 5000 人未満
  - 7. 5000 人以上
- 問2 現在(令和3年7月末日現在),貴社には日本の法曹資格を有する社員(社内・社外の役員【表現は要検討】を除く)はいますか。当てはまるものを選んでお答えください。

1. いる 2. いない

# 以下、問2で「1. いる」を選択した方にお尋ねします。

問3 貴社の法曹有資格者について、司法修習期(司法修習生採用年度)とその人数(令和3年7月末日現在)について、教えてください。

なお, 法曹有資格者本人に確認いただく必要はありません。把握している限りでお 答えください。

1.	~59期(平成 17年度以前に司法修習生に採用)	(	名)	
2.	60 期~69 期(平成 18 年度以降に司法修習生に採用)	(	名)	
3.	70 期以上(平成 28 年以降に司法修習生に採用)	(	名)	
4.	分からない	(	名)	

問4 法曹有資格者を採用したことで、どのような効果がありましたか。当てはまるもの を選んでお答えください。(複数回答可)

- 1. 法務部門の専門能力が向上した
- 2. 法務部門以外の部門における案件について、法的観点からの検討がより重視されるようになった
- 3. 社内のコンプライアンスに対する意識が高まった
- 4. 経営陣や社内の他部門からより高い信頼を獲得することができた
- 5. 国内外の取引先等、社外からのより高い信頼を獲得することができた
- 6. 法曹界の幅広い人脈を得ることができた
- 7. 法曹界以外の幅広い人脈を得ることができた
- 8. 社外弁護士に効率よく相談できるようになり、利用コストが削減された
- 9. 社外弁護士の選定・管理機能が向上した
- 10. 気軽に社内外の法的な問題が相談できるようになった
- 11. その他 ( )
- 12. 特に目立った効果はない
- 問5 効果を踏まえて、社内の法曹有資格者の活動に満足していますか。当てはまるもの を選択してください。
  - 1. 満足
  - 2. まあ満足
  - 3. やや不満
  - 4. 不満

問6 社内の法曹資格者のどのような点を評価していますか。特に評価している点を, 5つまで選択してください。

1. 深い法律知識 2. 幅広い法律知識 3. 柔軟な思考力 4. 論理的思考力 5. 事案分析能力 6. 調査能力 7. 課題発見力・危機管理能力 8. 説得力や交渉力 9. 法律知識以外の専門知識や教養の高さ 10. コミュニケーション能力 11. 企業文化や企業風土に対する理解力 12. ビジネスセンス 13. 組織人としての意識 14. プレゼンテーション能力 15. リーダーシップ・指導力 16. 社会や人間関係に対する深い洞察力 17. 人権感覚 18. 広い国際的視野 19. 語学力 20. 高い職業倫理 21. 幅広い人脈 22. その他( )

23. 特になし

# 以下、問2で「2. いない」を選択した方にお尋ねします。

問7 法曹有資格者が社内に必要だと感じたことはありますか。

1. ある 2. ない

# 問8 問7で「1. ある」を選択した方にお尋ねします。

必要性を感じたのはどのような場面ですか。

- 1. 契約書の作成・審査
- 2. 労務問題への対応
- 3. 訴訟対応
- 4. リスク管理・不祥事対応
- 5. 資金調達
- 6. M&A, 組織再編
- 7. 海外展開
- 8. その他(

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

### 児童相談所における弁護士の活用状況等に関する調査(案)

法務省

(児	音;	相談	祈	愭	報	)
ヘフレ	<b>∓</b> '	ᄓᄆᄗ		18	+IX	_/

- 児童相談所名:
- 設置地方公共団体名:
- 問1 現在(令和3年7月末日現在)の弁護士の配置状況等について,教えてください(該当するものが複数ある場合は全て選んでお答えください。)。

1.	児童相談所に常勤職員として弁護士を配置	(	名)	
2.	児童相談所に非常勤職員として弁護士を配置	(	名)	
3.	弁護士事務所と契約			
4.	その他(		)	

# 問2 問1で1. 又は2. を選択した方にお尋ねします。

児童相談所に常勤職員又は非常勤職員として配置されている弁護士の司法修習期 (司法修習生採用年度)とその人数(令和3年7月末日現在)について,教えてください。

1.	~59 期(平成 17 年度以前に司法修習生に採用)	(	名)
2.	60 期~69 期 (平成 18 年度以降に司法修習生に採用)	(	名)
3.	70 期以上(平成 28 年以降に司法修習生に採用)	(	名)
4.	分からない	(	名)

- 問3 平成28年の児童福祉法改正により、児童相談所に弁護士の配置等が義務付けられたことで、どのような変化がありましたか。
  - ① 児童相談所の業務に関与する弁護士の人数
    - 1. 増えた
    - 2. 特に変化はない
    - 3. 減った

#### ② 弁護士への相談時間・内容

- 1. 相談する<u>時間及び内容</u>が増えた
- 2. 相談する時間は以前と同じだが、相談する内容が増えた
- 3. 相談する内容は以前と同じだが、相談する時間が増えた
- 4. 特に変化はない

#### ③ 弁護士との業務の分担

- 1. 法的な問題に関わる業務に関する職員(弁護士以外)の負担が大幅に軽減された
- 2. 法的な問題に関わる業務に関する職員(弁護士以外)の負担が一部軽減された
- 3. 特に変化はない
- 問4 弁護士と連携することにより、連携前と比較して、より適切に対応できるようになったと感じるものを全て選択してください。
  - 1. 子どもの養育環境等に関する事実の把握
  - 2. 臨検・捜索、一時保護、児童福祉施設への入所措置などの権限行使の判断
  - 3. 児童福祉法第28条の措置,第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は 停止の審判の申立てに関する書面の作成
  - 4. 児童福祉法第28条の措置や,第33条第5項の一時保護の延長や親権喪失又は停止の審判の申立てに関する裁判所の審理手続
  - 5. 指導に応じない保護者への対応
  - 6. 児童への対応
  - 7. 触法少年や虞犯少年の家裁送致に関する手続
  - 8. DV案件や虐待案件などの刑事事件に関する手続
  - 9. 児童相談所の職員に対する研修
  - 10. 警察や家庭裁判所などの関係機関との連携
  - 11. その他( )

問 5	事務所	場している弁護士(児童相談所に配置されている弁護士又は契約している弁護士 行の弁護士)は、児童相談所が求める弁護士としての役割を十分に果たしている いますか。当てはまるものを選択してください。
	1.	強くそう思う
	2.	少しそう思う
	3.	あまりそう思わない
	4.	全くそう思わない
	事務所	考している弁護士(児童相談所に配置されている弁護士又は契約している弁護士fの弁護士)のどのような点を評価していますか。 <u>特に評価している点を,5つ</u> 選択してください。
	1.	深い法律知識 広い法律知識
	3.	
	4.	論理的な思考力
	5.	事案分析能力
	6.	調査能力
	7.	課題発見能力・危機管理能力
	8.	説得力や交渉力
	9.	毅然とした態度
	10.	児童福祉に関する理解力
		リーダーシップ・指導力
	12.	迅速な行動力
	13.	高い職業倫理
	14.	幅広い人脈
	15.	その他( )
	16.	特になし
問 7	弁語	<b>隻士との連携について,要望があれば自由に記載してください。</b>